

居宅訪問型保育事業の定員拡大について

区は、認可保育園の整備を中心に、待機児童解消に向けて取り組んできたところであるが、多様な働き方に対応するため、施設の場所に固定されずに保育できる居宅訪問型保育事業について、現在、障害児等を受け入れるための5名の定員に加えて、待機児童対策として15名の定員を設けることにより、当該事業の定員を20名まで拡大する。

1 事業概要

待機児童対策としての居宅訪問型保育事業（以下「居宅訪問型保育事業（待機児童型）」という）を平成31年4月1日から実施する。

2 利用対象児童

区の利用調整の結果、保育園・子ども園又は地域型保育事業所への入園ができず、又は定期利用保育を利用できなかった児童

3 事業規模

居宅訪問型保育事業（待機児童型）の定員を、利用状況等に応じて年度内に段階的に15名まで確保する。

4 周知

31年4月入所の申込みが不承諾となった児童のうち、一定の要件を満たす児童の保護者に対して通知する。

5 今後の日程

- | | |
|-------|----------------------------|
| 2月20日 | 対象者あて居宅訪問型保育事業（待機児童型）の案内発送 |
| 2月26日 | 利用申込期限 |
| 4月 | 利用開始 |